

神戸市久保町六町目三於テ撃動不審者、通行口等
所轄林田警察署負カ誰、何取調ヘタルニ及ハリ五寸
併ヒ首ヲ懷中ニ居タルヲ以テ之カ出所ヲ紀シタルニ前記
小畠市造ヨリ托サレタルモノナリト称シタルヲ以テ同人
宅ニ同行タリ又ノ事實ヲ取紀サントナル也、容疑ノ旨大
アルヲ以テ一應所轄林田署ニ運行セントシタル際本名ニ定
チ庇護セントシ其隙ニ無レ逃走シタルヲ以テ本名ノ姓、済
本縣警察犯処罰令第三条第十八號、該當セル事
ヲ拘留五日ニ處シ引繼キ取調中、處許可ヲ得ス、テ拳
銃一枚（六連發シテ實彈ヲ裝願セルモノ）ヲ自宅隠匿シ
居ルヲ發見シタルカ同拳銃ハ客年八月頃神戸市駒
林町四丁目松本七三郎方無職高井重雄（無親族）
ナルモノカ通称政公ト称スル徒輩ヨリ實包四大個余ヲ

担保トシテ金三千円ヲ貸與シタルカ其以後高井ハ金策
ニ窮シ客年七月上旬再び之ヲ担保トシテ本多ヨリ金四
千円ヲ借受ケ居タルニ判明シタルヲ以テ高井並、本
多ヲ銃砲火薬類取締法施行規則第三十九条違
反事件トシテ神戸尾裁判所検事局ニ事件ヲ送致旨
下審理中、有文傳脚參考

右八申（通）報候也